

銚田・大洗広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

制定 令和3年4月1日条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を確保するため、銚田・大洗広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第2条 銚田・大洗広域事務組合情報公開条例(令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第7号)及び銚田・大洗広域事務組合個人情報保護条例(令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第8号)の規定による審査請求について調査審議する審査会については、銚田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成27年銚田市条例第21号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。